

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>【本編】</p> <p>IV 特定信用事業代理業</p> <p>IV-3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>IV-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>IV-3-2-1 許可申請に当たっての留意点</p> <p>IV-3-2-1-2 許可申請書の受理に当たっての留意事項</p> <p>IV-3-2-1-2-3 添付書類【組合】</p> <p>添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1) 「定款」（準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項第 1 号）</p> <p>① <u>定款の目的に、特定信用事業代理業に係る業務が定められているか。</u></p> <p>② <u>定款には原本証明が付されているか。</u></p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 「第 57 条の 7 第 4 号に該当しないことを誓約する書面」（信用事業命令第 57 条の 4 第 1 号）</p> <p>「第 57 条の 7 第 4 号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>また、同書面は、当該申請者の自署・押印あるものを提出させることとす</p>	<p>【本編】</p> <p>IV 特定信用事業代理業</p> <p>IV-3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>IV-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>IV-3-2-1 許可申請に当たっての留意点</p> <p>IV-3-2-1-2 許可申請書の受理に当たっての留意事項</p> <p>IV-3-2-1-2-3 添付書類【組合】</p> <p>添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1) 「定款」（準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項第 1 号）</p> <p><u>定款の目的に、特定信用事業代理業に係る業務が定められているか。</u></p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 「第 57 条の 7 第 4 号に該当しないことを誓約する書面」（信用事業命令第 57 条の 4 第 1 号）</p> <p>「第 57 条の 7 第 4 号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>る。</u></p> <p>(7) 「第 57 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面」 (信用事業命令第 57 条の 4 第 2 号)</p> <p>「第 57 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p><u>また、同書面は、当該申請者の代表者印の押印あるものを提出させることとする。</u></p> <p>(8) 「役員が第 57 条の 7 第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」 (信用事業命令第 57 条の 4 第 2 号)</p> <p>「役員が第 57 条の 7 第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。<u>また、同書面は、当該役員の自署・押印あるものを提出させることとする。</u></p> <p>(9) (略)</p>	<p>(7) 「第 57 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面」 (信用事業命令第 57 条の 4 第 2 号)</p> <p>「第 57 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(8) 「役員が第 57 条の 7 第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」 (信用事業命令第 57 条の 4 第 2 号)</p> <p>「役員が第 57 条の 7 第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(9) (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(10) 「当該特定信用事業代理業再委託者が当該再委託について所属組合の許諾を得たことを証する書面」(信用事業命令第57条の4第4号) <u>「当該特定信用事業代理業再委託者が当該再委託について所属組合の許諾を得たことを証する書面」は、所属組合の代表者印の押印あるものを提出させることとする。</u></p>	<p>(削る。)</p>
<p>(11)・(12) (略)</p>	<p>(10)・(11) (略)</p>
<p>(13) 「保証を証する書面」(信用事業命令第57条の4第10号) <u>「保証を証する書面」には、例えば、保証契約書、念書などがあるが、これらの書面に、保証人が法人であるときは法人の代表者印の押印が、保証人が個人であるときは自署・押印がされているかを確認する。</u></p>	<p>(12) 「保証を証する書面」(信用事業命令第57条の4第10号) 「保証を証する書面」には、例えば、保証契約書、念書などがある。</p>
<p>(14)・(15) (略)</p>	<p>(13)・(14) (略)</p>
<p>V 農林中央金庫代理業 V-3 農中代理業者の監督に係る事務処理 V-3-2 許可申請に係る事務処理 V-3-2-1 許可申請に当たっての留意点 V-3-2-1-2 許可申請書の受理に当たっての留意事項 V-3-2-1-2-3 添付書類【農中】 添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p>	<p>V 農林中央金庫代理業 V-3 農中代理業者の監督に係る事務処理 V-3-2 許可申請に係る事務処理 V-3-2-1 許可申請に当たっての留意点 V-3-2-1-2 許可申請書の受理に当たっての留意事項 V-3-2-1-2-3 添付書類【農中】 添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) 「定款」(準用銀行法第52条の37第2項第1号)</p> <p>① <u>定款の目的に、農中代理業に係る業務が定められているか。</u></p> <p>② <u>定款には原本証明が付されているか。</u></p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 「第123条第4号に該当しないことを誓約する書面」(農中法施行規則第120条第1号)</p> <p>「第123条第4号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第52条の56第1項第2号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p><u>また、同書面は、当該申請者の自署・押印あるものを提出させることとする。</u></p> <p>(7) 「第123条第5号に該当しないことを誓約する書面」(農中法施行規則第120条第2号)</p> <p>「第123条第5号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イからハマまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第52条の56第1項第2号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p>	<p>(1) 「定款」(準用銀行法第52条の37第2項第1号)</p> <p><u>定款の目的に、農中代理業に係る業務が定められているか。</u></p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 「第123条第4号に該当しないことを誓約する書面」(農中法施行規則第120条第1号)</p> <p>「第123条第4号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第52条の56第1項第2号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(7) 「第123条第5号に該当しないことを誓約する書面」(農中法施行規則第120条第2号)</p> <p>「第123条第5号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イからハマまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第52条の56第1項第2号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>また、同書面は、当該申請者の代表者印の押印あるものを提出させることとする。</u></p> <p>(8) 「役員が第 123 条第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」(農中法施行規則第 120 条第 2 号) 「役員が第 123 条第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。<u>また、同書面は、当該役員の自署・押印あるものを提出させることとする。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 「<u>当該農林中央金庫代理業再委託者が当該再委託について農林中央金庫の許諾を得たことを証する書面</u>」(農中法施行規則第 120 条第 4 号) 「<u>当該農林中央金庫代理業再委託者が当該再委託について農林中央金庫の許諾を得たことを証する書面</u>」は、農中の代表者印の押印あるものを提出させることとする。</p> <p><u>(11) ・ (12)</u> (略)</p>	<p>(8) 「役員が第123条第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」(農中法施行規則第120条第 2 号) 「役員が第123条第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第52条の56第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>(10) ・ (11)</u> (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(13) 「保証を証する書面」(農中法施行規則第120条第10号) <u>「保証を証する書面」には、例えば、保証契約書、念書などがあるが、これらの書面に、保証人が法人であるときは法人の代表者印の押印が、保証人が個人であるときは自署・押印がされているかを確認する。</u></p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>Ⅶ 業務代理組合が行う代理業務 Ⅶ-3 業務代理組合の監督に係る事務処理 Ⅶ-3-2 認可申請に係る事務処理 Ⅶ-3-2-1 認可申請に当たっての留意点 Ⅶ-3-2-1-2 認可申請書の受理に当たっての留意事項 Ⅶ-3-2-1-2-3 添付書類【共通】 添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1) 「定款」(再編強化法施行規則第11条第2項第2号) ① <u>定款の事業に、代理事業に係る業務が定められているか。</u> ② <u>定款には原本証明が付されているか。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 「次項第14号口及びハのいずれにも該当しないことを当該業務代理組合が誓約する書面」(再編強化法施行規則第11条第2項第4号)</p>	<p>(12) 「保証を証する書面」(農中法施行規則第120条第10号) <u>「保証を証する書面」には、例えば、保証契約書、念書などがある。</u></p> <p>(13)・(14) (略)</p> <p>Ⅶ 業務代理組合が行う代理業務 Ⅶ-3 業務代理組合の監督に係る事務処理 Ⅶ-3-2 認可申請に係る事務処理 Ⅶ-3-2-1 認可申請に当たっての留意点 Ⅶ-3-2-1-2 認可申請書の受理に当たっての留意事項 Ⅶ-3-2-1-2-3 添付書類【共通】 添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1) 「定款」(再編強化法施行規則第11条第2項第2号) <u>定款の事業に、代理事業に係る業務が定められているか。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 「次項第14号口及びハのいずれにも該当しないことを当該業務代理組合が誓約する書面」(再編強化法施行規則第11条第2項第4号)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>「次項第 14 号口及びハのいずれにも該当しないことを当該業務代理組合が誓約する書面」には、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p><u>また、同書面は、当該申請者の代表者印の押印あるものを提出させるものとする。</u></p>	<p>「次項第14号口及びハのいずれにも該当しないことを当該業務代理組合が誓約する書面」には、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第52条の56第1項第2号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p>
<p>(6) 「役員が同号イ(1)から(8)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」(再編強化法施行規則第11条第2項第4号)</p> <p>「役員が同号イ(1)から(8)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。<u>また、同書面は、当該役員の自署・押印あるものを提出させることとする。</u></p>	<p>(6) 「役員が同号イ(1)から(8)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」(再編強化法施行規則第11条第2項第4号)</p> <p>「役員が同号イ(1)から(8)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第52条の56第1項第2号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p>
<p>(7) ・ (8) (略)</p>	<p>(7) ・ (8) (略)</p>
<p>(9) 「保証を証する書面」(再編強化法施行規則第11条第2項第10号)</p> <p>「保証を証する書面」には、例えば、保証契約書、念書などがあるが、<u>これらの書面には、保証人が法人であるときは、法人の代表者印の押印が、保証人が個人であるときは自署・押印がされているかを確認する。</u></p>	<p>(9) 「保証を証する書面」(再編強化法施行規則第11条第2項第10号)</p> <p>「保証を証する書面」には、例えば、保証契約書、念書などがある。</p>
<p>(10) ・ (11) (略)</p>	<p>(10) ・ (11) (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>【様式・参考資料編】 コンピュータ・システムに障害等が発生した場合 様式 3-22</p> <p>金融庁長官 殿 農林水産大臣 殿 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">系統金融機関名 代 表 者 印</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式 5-7</p> <p style="text-align: center;"><u>年度決算速報</u></p> <p style="text-align: center;">信用農業協同組合連合会 印</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式 5-8</p>	<p>【様式・参考資料編】 コンピュータ・システムに障害等が発生した場合 様式 3-22</p> <p>金融庁長官 殿 農林水産大臣 殿 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">系統金融機関名 代 表 者 (削る。)</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式 5-7</p> <p style="text-align: center;"><u>年度決算速報</u></p> <p style="text-align: center;">信用農業協同組合連合会 (削る。)</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式 5-8</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<u>年度仮決算速報</u> 信用農業協同組合連合会 印 (略)	<u>年度仮決算速報</u> 信用農業協同組合連合会 (削る。) (略)

附 則

この通知の改正は、令和2年12月25日から適用する。